

第 440 回山形海区漁業調整委員会議事録

- 1 日時、場所 令和 8 年 2 月 10 日 (火) 午後 1 時半から 3 時 55 分まで
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 3 階大会議室
- 2 報告事項
 - (1) 日本海・九州西広域漁業調整委員会 第 33 回日本海北部会及び
第 46 回 日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について
 - (2) 火光利用による一本釣漁業の委員会指示の見直し途中経過について
 - (3) するめいかに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
 - (4) 特定水産資源 (するめいか) の採捕停止命令に伴う小型いか釣り漁業者
(5 トン以上 30 トン未満) の試験操業の実施について
 - (5) 令和 7 年度はたはた遊漁の結果について
 - (6) 山形県資源管理方針及び知事管理漁獲可能量の県公報登載等について

3 議 事

第 1 号議案

小型いか釣り漁業 (県外船) の公示について (諮問)

第 2 号議案

あわび・なまこ漁業 (素潜り) の公示について (諮問)

第 3 号議案

手繰第三種漁業 (貝けた網漁業) の公示について (諮問)

第 4 号議案

山形県資源管理方針の変更について (諮問)

第 5 号議案

第二種共同漁業権 (小型定置漁業) の保護区域に係る委員会指示の発動
について

4 出席者

山形海区漁業調整委員会

会 長	加藤 栄		
委 員	伊原 光臣、田代 善幸		
	本間 優子、和田 光子		
	齋藤 守、本間 金弥		
	飯塚 厚司		

山形県漁業協同組合 総務部長 (兼) 指導課長
山形県水産研究所 所 長

安藤 大栄
本登 涉

山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課

課 長	加賀山 祐
課長補佐	高橋 伸明
月峯船長	白幡 英樹
機関長	齋藤 勝三
漁業調整主査	伊藤 寛和

5 傍聴者

なし

6 審議の概要

開 会

事務局 これより第440回山形海区漁業調整委員会を開会します。本日の委員会は鈴木会長代理が欠席で、樋口委員からは本日急遽欠席したいという旨の連絡がありました。そのため委員の出席者は8名ですが、委員の過半数の出席をもって成立とする当委員会規程第7条第1項の要件を満たしていることから、委員会が成立していることを報告いたします。

それでは、会長より御挨拶をお願いします

会長 本当なら、寒ダラの良いシーズンですが、考えてみると我が家では寒ダラを1回も食べていない。漁に出る日がないので仕方ないと思うが、おながが空になる前に1、2回、皆さんに漁に出て地物のタラを沢山獲っていただき、市民の皆さんに地物のタラを味わって欲しい。

ですが、明日も厳しい空模様でした。なかなか漁が出来なく、大変だとは思いますが、いつか、穏やかな日が来ると思うので、そんな日に良い漁をしていただきたいと思います。天候が悪いので、漁に行かれる方は、注意していただき、最近、ちらほら漁船の事故も聞こえてくるので、航海安全を宜しくお願いします。

今回は報告事項、議事も色々あり、議事は時間のかかるものはないのですが、報告事項の中で検討を要するものもあるので、効率よく意見交換をしていただければと思います。

よろしくをお願いします。

議事録署名委員の選出

事務局 次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第12条により会長及び会長の指名する2名以上の委員となっております。では、会長、指名をよろしくをお願いします。

会長 議事録署名委員には、本間優子委員、和田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同 異議なし

会長 それでは、議事録署名委員は、本間優子委員、和田委員のお二方をお願いします。

事務局 報告及び議事の前に、配布資料の確認をさせていただきます。会議資料は黒いクリップ止めの資料となります。委員の方々には事前に送付させていただいた資料となります。今日、欠席者が2名となったことにより出席者名簿を作成し直したので差し替えと、机の上の資料、議案3の資料-3についても差し替えをお願いします。資料について不足等ありましたらお知らせください。

では加藤会長、進行をお願いいたします。

報告事項

(1) 日本海・九州西広域漁業調整委員会 第33回日本海北部会及び 第46回日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について

議長 それでは報告事項に入ります。最初に、報告事項の1「日本海・九州西広域漁業調整委員会の第33回日本海北部会及び第46回本委員会の結果について」、事務局から内容の説明、報告をお願いします。

阿部書記 12月2日に第46回日本海・九州西広域漁業調整委員会と第33回日本海北部会が開催され、加藤会長が委員としてWEBで出席しております。場所はここ水産振興課3階の大会議室で、事務局からは伊藤書記と私が傍聴しました。

午後開催の第46回日本海・九州西広域漁業調整委員会に先立ち、同日の午前中に第33回日本海北部会が開催されましたので、まずは部会の結果について御報告いたします。

報告1-1の資料になります。今回は道府県互選委員の改選後の初めての部会でしたので、最初に議事(1)の部会長職務代理者の互選があり、加藤委員が前期に引き続き部会長職務代理者に互選されました。

続いて、(2)の広域魚種の資源管理について、水産研究・教育機構の担当者から説明がありました。具体的にはマガレイとハタハタですが、両方とも情報不足で資源量やMSY(最大維持漁獲可能量)が推定できないので、漁獲情報を基にした相対的な資源評価を行っており、令和7年度の資源評価結果では、両魚種とも、資源水準は低位、動向は減少とのことでした。

なお、マガレイは、再生産自体はできているが、何らかの原因で大きくなれていないようだ。また、ハタハタについては、大型のオスに白子が全く見えない個体が漁獲されており、通常の産卵行動が行われていない可能性がある。とそれぞれの調査担当者からの情報提供がありました。

また、ハタハタの遊漁に関して、加藤委員が近年、酒田港や秋田県南部では全く釣れていない状況で、今年もおそらく釣れないだろうと情報提供しております。

続いて、水産庁新潟漁業調整事務所の担当者から、マガレイ、ハタハタの資源管理について説明があり、近年どちらも非常に資源量が悪い状態が続いているので、各県とも取組内容を変更するような状況ではなく、昨年と同様になっている、とのことでした。

その他として、次回の日本海北部会は令和8年の秋に開催を予定しているとのことでした。

なお、この日本海北部会の内容については議事速記録が既に出来上がっておりますので、資料の最後に付けておきました。部会の内容が良く分かると思いますので、是非御一読ください。

続きまして、第46回日本海・九州西広域漁業調整委員会について、報告1-2の資料になります。

議事次第のとおり、議事の進行がありましたので、議題毎に簡単に報告いたします。

こちら最初、委員の改選に伴う対応として、会長職務代理者の互選と専門部会に属すべき委員の指名が行われております。

議題の(2)令和7年度のくろまぐろ遊漁に関する管理について、資料は委員名簿の次からの3枚になります。まず、遊漁によるくろまぐろの管理として遊漁に関する規制(ルール)の説明がありました。そして令和7年度ですが、4月~10月における大型魚の採捕実績は41.8トンとなっております。令和7年度は毎月5トンで管理することにしてはりましたが、6、7月に漁獲が積み上がったため、9

月から翌年3月までは上限を3トンに変更しております。

その他、遊漁による採捕数量の超過分・未利用分の考え方、委員会指示違反への対応等について説明がありました。

議題(3) 太平洋くろまぐろの遊漁に係る届出制に関する委員会指示及び採捕に関する委員会指示の一部改正についてですが、資料は広調委資料のページ番号で1~33ページと1~14までとなります。前者は遊漁による採捕を届出制にするための指示82号を発出するもの、後者は遊漁者による太平洋くろまぐろの採捕の管理を行うために発出した指示第79号を一部改正するために指示83号を発出するとともに、遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領と遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針の一部改正を行うもので、どちらも事務局案のとおり承認されております。

議題(4) 沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る対応について、資料は表紙から、ページ番号はふってありませんが21ページまでとなります。昨年4月に実施された一斉更新の結果について報告がありました。昨年4月時点で全国では1,966隻が承認されております。山形県の承認は137隻となっております。

議題(5) 広域資源の管理についてですが、

①部会における取組では、事前に開催された各部会の結果を各部会の事務局が口頭で報告しております。

②トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群については、資料は1~43ページ目までで、簡単に漁獲の動向だけ報告しますが、2024年漁期(4月から翌年3月まで)の漁獲量は131トンで、前漁期より7トン減となっております。そのうち日本海北部は9.0トンで前漁期より1.8トン、24%の増加となっております。

③日本海沖合におけるベニズワイガニについてですが、資料はトラフグの次の5枚になります。これも情報が少なくMSYが推定できないので、資源量指標値(具体的には標準化CPUEと漁場面積の積)を用いて、相対的評価をしているもので、資源量指標値は、大臣許可水域では2020年以降増加(回復)しており、2024年は36.2万。知事許可水域では2004年以降緩やかに増加しており、2024年は53.0万とのことでした。なお、日本海べにずわいがに漁業(知事許可漁業)の資源管理においては、まず正確な計量による正確な漁獲量の把握が必要であると強調していました。

議題の(6) その他として、TAC資源拡大に向けた検討状況、令和8年度関係予算、広調委の今後の役割等についても説明がありましたが、ここでは省略させていただきます。

簡単ですが事務局からの報告は以上となります。資料の量が多いので、ざっと目を通して関心のある部分を精読していただければと思います。

なお、資料の内容等に関する御質問等がありましたら、後日でも構いませんので連絡いただければ、対応したいと思います。

最後に、加藤会長、補足がありましたらお願いします。

会長 1つの関心事のハタハタについては事務局の説明のような補足はされましたが、それを踏まえてどうしたらいいのか、どのようなことが考えられるのかなど解説のような話はなかった。極端なことを言えば、過去に行った3年間の休漁に踏み切る、など秋田県だけでなく他県を巻き込むような話もあって良いのではないかと感じたが、そんな話がなかったことと、今は接岸がないが、接岸がないことに関しても触れられていなかった。接岸がなければ産卵がないので、深海で産卵しても孵化しない。孵化しても生育しない、など言われているが、接岸についてもなぜ接岸できないのかなどのお話もなかった。接岸しないことについての対策もないのでしょうか、なかなか積極的な話はなかった。現状の報告、分析で終わってしまった。きつい言

い方をすれば、国はハタハタを見放してしまったと思いたくなるような雰囲気を感じた。全国的に広く食べられる魚種ではないので、全国の漁獲量に比べれば僅かなものなのかもしれないが、山形、秋田、青森の食文化を支える、貴重な魚の一つでもあるので、もう少し前向き、積極的な話があっても良かったのでは。その辺りが正直なところ少し物足りなく感じた。その点を補足させていただきます。

盛りだくさんの項目で、省略した説明しかできないが、これについて、皆さんから何か御質問、御意見等はありませんか。

阿部書記 私のほうから訂正です。議題の（４）で、沿岸くろまぐろ漁業の対応のところで、４月時点での全国の承認隻数を間違えて報告してしまいましたので訂正します。正しくは19,661隻です。一桁間違えてしまいました。

議長 他に御意見等はございませんか。それでは報告事項として御了承願います。

（２）火光利用による一本釣漁業の委員会指示の見直しについて

議長 次に、報告事項の２「火光利用による一本釣漁業の委員会指示の見直し途中経過について」、事務局から報告願います。

伊藤書記 御説明いたします。資料の報告２を御覧ください。

１の概要についてです。火光利用による一本釣漁業の制限に係る委員会指示につきましては、総トン数５トン以上２０トン未満の船舶による火光釣りにつきまして、操業区域を酒田沖に限定し、山形海区漁業調整委員会が承認した船舶に操業を認める承認制とする事務局素案で、前々回の１１月２５日に開催された第４３８海区で委員の皆様にご了承をいただいたところです。

これを受けまして、事務局では火光釣りの委員会指示の見直しの素案につきまして、パブリックコメントを実施しようとしたところ、令和７年１１月２６日酒田地区の小型船の漁業者から、山形県漁業協同組合を通して、意見を言い忘れたとの申し出があり、この申し出に基づき、令和７年１２月３日に県漁協さんにも参加いただき、酒田地区の小型船の漁業者と意見交換を行ったところです。

この意見交換において、酒田、遊佐地区の小型船の漁業者から、現時点での素案では賛成できないとの意見が出されたことから、パブリックコメントは見合わせることにいたしました。本日は、火光釣りの委員会指示の見直しに係る途中経過について報告するものとなります。

まず、資料－２の昨年１２月に行った酒田地区の小型船の漁業者との意見交換について報告します。意見交換は、令和７年１２月３日の午前１０時から正午まで約２時間、場所はこの大会議室で行いました。

参加した漁業者は、酒田地区の漁業者８名で、具体的には、山形県北部小型船漁業組合に所属されている漁業者の方になります。また、漁業者のほか、県漁協さんからも御出席いただきました。主な意見を御紹介いたします。

委員会指示の見直しは初めて聞いたので、このまま進めるのは反対であるとの意見があり、海区事務局との意見交換で、２号海区であれば５トン以上の船舶による火光釣りを認めても良いと言ったが、全体の総意ではないとの意見がありました。

また、委員会指示の見直しを行うならば、北部小型の協定も変えなければならぬとのことでした。特に漁業者からは、委員会指示の見直しの素案に、北部小型の取り決め事項、火光釣りでの人数制限や明石礁での制限区域などを反映させてもらいたいとの意見があり、北部小型から火光釣りの委員会指示の見直しに対する意見を取りまとめでいただき、海区事務局に提出してもらおうことといたしました。

次に、3の北部小型から海区事務局に出された火光釣りの委員会指示の見直しに関する意見及び海区への要望書について、御説明いたします。意見交換を踏まえ2枚目の別紙1のとおり、北部小型から意見が出されました。また、意見と併せて、3枚目になりますが、別紙2のとおり海区あて要望書も出されました。

別紙1の北部小型からの意見について、御説明いたします。

1つ目ですが、酒田沖での5トン以上20トン未満の船舶による火光釣りは、酒田船籍に限るとのことです。また、5トン以上20トン未満の船舶による火光釣り操業区域から、酒田沖の沿岸7400m以内と明石礁の遊漁禁止区域は除くとのことです。さらに光力の種類及び球数については、メタハラ又はハロゲンとし、水中灯3kW、船上灯2灯から3灯とし、合計で10kW以内とのことです。

2つ目ですが、7400m以遠の海域であっても、明石礁の遊漁禁止区域の周辺1000m以内は、白熱灯のみの使用とするとのことでした。

また、3つ目としましては、火光釣りの人数を2人以内とするとの意見が出されています。

4つ目ですが、海区の承認には北部小型の同意を必要とする手続きとしたいとのことです。

なお、5つ目にありますが、遊漁船で採捕した漁獲物を水揚げする船には、北部小型の同意書は発行しないとのことです。

これらの意見については、今後検討が必要ですが、北部小型では、これらの制限を委員会指示の見直しの素案に取り入れた上で、5トン以上20トン未満の船舶による火光釣りを認めるとのことです。

なお、別紙2は、海区あてに出された要望書となりますが、遊漁と漁業の火光釣りの光力制限について、遊漁船の光力を漁船と同じ10kWとして欲しいということと、遊漁禁止区域での取り締まりの強化についての要望が出されています。要望書にある遊漁と漁業の光力制限の違いに関することにつきましては、これまでの漁業者との意見交換でも御意見を頂いておりますので、今後の検討課題と考えておりますが、まずは漁業での火光釣りに見直しについて、検討を進めてまいりたいと考えております。

資料の1枚目にお戻りください。事務局としては、4の今後の対応スケジュール案のとおり、北部小型から出された意見を反映させた形で、委員会指示の見直しを進めてまいりたいと考えているところですが、委員の皆様の御意見をお聞きしたいと思っております。

報告は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

議長 問題の整理のために、今後のスケジュールもあるが、今回は北部小型組合の意見の聞き取りを中心に新たな報告をしていただいたのですが、スケジュールはあとで検討するとして、北部小型船漁業組合から出た意見について、一部、意味が分からないところもあるが、これについて御意見、御質問のある方、よろしく願います。

皆さんは、これを読んで北部小型船漁業組合の意見について、趣旨、意味は理解できたでしょうか。

田代委員 自分の組合だが、自分たちのころからだとは思いますが、火光釣りは船も少なくなつたし、いか釣りの人たちも釣れなくなり、ある程度北部小型の人たちの意見を反映して、例えば船が大きくなっても、今までやっていた人たちと同じ光力を守ってやるなら良いです、と条件は少ないが光力さえ守ってくれるなら良いというスタイルで進んできた。今、色々出てきたのは、自分は何度も確認した。口頭で小型

の人たちに、光力を守ればいいのか？と2、3回訊ねている。「光力だけで進んでいいのか」と。知らないうちに決まったではまずいので、「これでいいのか」と言ったにもかかわらず、意見を書いて出していることに納得がいかないところもあるが、色々付けるとやらせたくはないのかと思ってしまいますが、今までやってきた人の意見で、そのルールを守れば良いという答えが出ていたので、今また条件が出されたことは、自分たちが新たに検討したのか、前からあったものを足してきたのかは分からないが、それを条件としなければだめです。簡単に言うとそういう事だと思う。

議長 そういう小型船の組合からの要望ですね。別紙1は作成者の名前はないが、北部小型船組合からの、団体からの要望ということで良いですね。

伊藤書記 別紙1は 名前はありますが北部小型船組合からの要望です。漁業組合で臨時総会を開いていただき、その組合の総意という形で取りまとめた内容です。

議長 海区で受け付けたのが12月25日になっているが、北部組合の臨時の総会は何日ごろにあったのか。

伊藤書記 12月22日と聞いています。

議長 12月3日の意見交換会があったが、そこでも出ていないような話が新たに22日の臨時総会で出て話が増えた。ここで初めて出てくるような話もある。12月3日の内容が網羅されているか分からないが、少なくともここに整理されていること以外が色々出てきている。

伊藤書記 22日に一番言われたのが、火光釣りをする際の人数制限です。2人という人数制限があるということ saying していた。口頭での取り決めだったことから、文章にして意見として出して欲しい、ということ言われた。その他にも追加で光力、電球の数などが出されています。

飯塚委員 3日に「全体の総意ではない」ということを言われたと思うが、今回出された意見が全体の総意だと受け止めて良いのか。

伊藤書記 こちらの意見は 北部小型船の臨時総会にかけて皆さんの総意としていただいているので、北部小型船の総意になる。

議長 不満のどれが大きいのか、少しおかしいが、別紙1の④では海区の承認以前にまず、小型船組合の予備審査のようなことをして欲しいということになる。これは全く新しい話です。小型船組合はこの辺りに重点を置いたと感じた。それと人数の2人以内、この辺りだと思う。

分かり難いのが⑤だが、遊漁船として漁獲物を水揚げする船には同意書を発行しない。ただ、今の制度からして、漁船で遊漁もやっている人も多くいるが、遊漁船として釣ったものを、水揚げしてはいけないというルールは漁協内にはない。漁協が認めている船に、同意書を発行しないというのは難しい問題です。この辺は議論の余地があると思う。

本間(金)委員 遊漁船が30 kW、普通の漁船は10 kWなのでそのことを言っているのだと思う。

議長 漁協内に遊漁船が 30 kW を焚いても水揚げしてはいけないというルールはない。取り扱いが難しいところです。この問題で議論したこともあるが、いっそのこと、組合員以外からの水揚げは受け付けない。遊漁で釣った魚は一切受け付けないようにすることは出来ないわけでもない。実際春のめばる釣りで、飛島で多く釣って漁協に卸す方もいる。それも漁協の手数料になるので、それを全面禁止にするのは漁協も痛いところを突かれることになる。難しい点です。

一つ言えることは 30 kW 焚いたとして、お客さんが水揚げするのは構わないが、船長が水揚げするのは問題になる。そもそも船長が釣りをしてはいけない。お客様が釣ったものを、ピンハネして漁協に卸したら違法行為になる。その辺がどうなのかという問題もある。実際に危惧しているのは、ブリならお客さん一人 2、3 本持っていけば良いから、残りは船長に預けて船長の名前で水揚げすることも危惧されるし、聞くところによればその実態もあると聞いている。その辺が一番多くの人が心配しているところだと思う。多くの難しい問題を含んでいる。

伊原委員 言い難いこともあるが、この規制、制限をかけることの目的が資源管理なのか、あるいは漁業者間の公平性のためなのか、目的は何か、ということを明確にしていけないと、こちらを立てればあちらが立たず、みたいになってしまう。目的は資源なのか公平性なのかどうなのか。

議長 火光釣りのルールが出来た当初は資源管理、資源保護だと思う。今回の拡大の理由は、公平性、平等性あるいは、窮状の救済が理由で、元の資源保護から行くと、今は政策的な意味合いを含んでいる 5 トン以上への拡大となる。

ここで考えるのは 5 トン以上の人たちにも機会を与えることになるが、それによって 5 トン未満の人たちが逆に漁獲が減る、圧迫されるなどがあるといけない、というのが今回の調整のポイントだと思う。

伊原委員 山形県北部小型船漁業組合の中には 5 トン以上の船もいるが。

議長 5 トン未満だけではないのですか。

伊原委員 います。小型船なので 20 トン未満船です。

議長 5 トン未満の船だけで作っている組合と思っていた。

伊原委員 今回の希望者の中には北部小型組合の中に会員がいるのか。

議長 北部組合員がいるのであれば、第五平成も入っているということでしょうか。

田代委員 今は入っていない。

安藤総務部長 確認した中で、昨年 12 月までは、第五平成は入っていました。

議長 抜けたということでしょうか。

田代委員 抜けたというより、抜けさせられたが正確で、この話を聞いたとき自分は、なぜ抜けさせたのか、と言った。逆に北部に入れておけば北部のルールで縛ること

が出来ると。あまり色々するので、出て行けということらしいが、なぜそんなことをしたのか、と言った。抜けてしまえば縛るものがない。この会に入れておけば会のルールに当てはめれば、こんな事をしてはいけないと言えたのに。会から出したという話を聞いた。それは間違った行動だと思った。

議長 誤解していた。5トン未満船だけで集まっている組合だと思っていた。では5トン以上で残っているのは何艘か。

田代委員 英(敏)は入っている。英くらいではないだろうか。底曳網の場合は、山形県底曳網漁業協議会に入らなければ底曳網は出来ない。

飯塚委員 出来ると思う。個別でもらっているのだから出来ると思う。

田代委員 これは県知事許可なので 山形県の中ではさせないと思っていた。

飯塚委員 あくまで許可はもらっているから。山北でも話が出たことがある。底曳網の団体の中にもあまりにも違法なことをする船がいて、会から脱退させた。脱退はしているが操業して水揚げもしている。それは権利としてあるから、協議会は任意団体で底曳網の許可を出しているわけでもない。そういうところもあるので、火光釣りの内容を変えたいと言うのは、いか釣りをやっている大きい船も近場で操業できないのは生活に影響する。水揚げが減る中で(経営を)維持するために、近場で操業させてもらいたいということから申請が出されたので、操業させなければいけなくなり、実際資源がどのくらいあるか分からない中で今協議している。

お互いさまという気持ちがあれば良いのだが、我々はこの範囲でやっとな生活しているのだから無理だとなる場合もある、と自分は思っている。

海区で認めた内容でパブリックコメントする前に、やっている人たちと話をして、その人たちがダメですと言うことは、その辺を汲み取る必要があると思う。北部の中で色々取り決めがあり、それに従えば良いのだが、させないためにどうするか。遊漁船としての仕事は出来るので、そういう人たちが同じ魚を獲る、という行為をしたときに、良いのか悪いのか、その決め事もない。我々も相談したわけでもない。電気や明るさなら月峯でも行って調べて、違反だと取り締まることも出来るが、港に入っているときの検査と、実際に悪いことをしようと思えば、電気なら(沖で)球を増やせば良いし、この辺の所も前回の時とはっきりしなかった、と思うが、遊漁船のしぼりが一番難しいと思う。

議長 遊漁船として漁獲物を水揚げする船と言うが、そもそも遊漁船の船長は釣りをしてはいけない。遊漁船の船長が水揚げをすることはあり得ない。お客様からいただいたということならそれは漁業になってしまう。そもそも光力制限に違反している。だから小型の人たちが言っていることにも矛盾が沢山ある。その中を整理してパブコメまでの素案をどう作るか、という話だと思う。

極論を言えば、北部小型組合の意見も聞くが拘束はされないのだから、無視するわけではないが、海区独自の委員会の考えで許可をしても良いわけだが、一番影響を受けるのは小型船組合の人たちなので、今後仲良くやっていくためには、無視はできないと思う。理論的にどうこうする問題と、現実とは違うので。ある程度この委員会で尊重するところは尊重する。そもそもルールのダメなものはダメなので、その中で一番大きいのは人数制限だと思う。現在、北部では内規として2人以内というルールがある。それを明確に委員会指示に入れ込むのか。これは大きな問題だと思

う。極端なことを言うと、釣り客を乗せて形だけ1日のバイトにしてやることも出来る。バイト料はブリ3本。残りはすべて船長のものにもできてしまう。もちろん光力は10kWにしなければならないが、そういったことも可能になるので、おそらくこの2人以内という事は北部の皆さんも一番強く言いたい事ではないか。

伊藤書記 北部小型船漁業組合さんの意向としては、やはり人数制限を入れたいという意見を聞いている。意見交換の中でも言われた。

議長 釣り客を日雇いのバイトに偽装する事も出来るので、絶対人数は誤魔化しようがない。

飯塚委員 操業する船は、助手は1人と聞いている。例えば刺し網にしる、網の巻き取りに1人では大変なので、組合員でなくとも1人は良いという感じで聞いていた。乗船人数の許可とは関係ないと聞いていたが、その辺はどのような解釈なのか。

小さい船は遊漁をやっているれば許可は取っているが、小さい船が刺し網などやる場合、2人では乗船の許可がなくてもやっても良いと色々な話を聞いているが、良い悪い、の判断はどこですか。今の2人以内、水揚げがある場合、今の規制をはめれば問題ないのか。どういう事なのか。

齋藤機関長 それは、船舶検査証書に漁業は何人とか、それ以外は何人とか書いてある。その数字で言っている。それは、漁業行為なら1人、2人、3人、5人でもOKです。だから2人と決めるのだと思う。ぶりの一本釣でも乗って行き漁業です、と言われればそれは漁業です。漁業行為なら決められた人数まで乗れる。

飯塚委員 例えば、月峯がたまたま釣り船の臨検を行ったとして、それを助手として認めるかどうかもあるのではないのか。

本間(金)委員 乗船名簿に何人とあるので。

飯塚委員 それは小型船舶の許可をとっている船ですか。漁船としては小さい船は許可は取っていない。

本間(金)委員 それは1人です。

伊原委員 これは50年前の決まりで昭和48年頃の決まりです。酒田地区で火光釣りが良い漁法だと言われ始めたころの話です。なんで一人乗りか。取り交わした協定文書のコピーを持っています。遊漁船の決まりがなかったころで、2人、3人と遊漁だとエスカレートしてしまう。家族の2人は良い。親子とか弟なら良いという決まりがあります。温海から飛島も含めた沿岸の小型船の組合です。北部小型船も、前の組合は、浜中、十里塚、宮野浦にもあった。合併して今の形になった。その頃の取り決め事項には一人で遊漁がエスカレートしないために一人となった、と聞いています。法的には船舶検査書に書いてある。漁労の場合は何名と書いてあるので、乗せて悪いことはない。あとは自主規制だが、法的には乗せても悪いことはない。

50年も経てば船の性能も良くなり、発電機も大きくなり、船も大きくなった。時代が変わっているのに、それだけが残っている。

今の人たちはほとんどの人がその決まりを守っていない。その決まりが周知徹底されているか、というとされていない。酒田の今の漁業者はそのイメージが強い。

では新しい人は1人という決まりはどこにあるのか、見たことがないので誰も知らない。

もう一つはいか釣りの裏作でやりましょう、と進んできたのに、いか釣り以外で揉めていると感じている。いか釣りと言遊漁の関係はどんな話になっているのか。

飯塚委員 光力が小さい船は10kWと決まっている。それ以上増やすということは、船の大きさとかもあって、経費も掛かる。設備投資をしなければならないので、古い漁師の気持ちがまだまだ残っている。

全部の船が10kWに抑えてそれ以上焚かないとあるなら、拒否する必要性はないのではないか。

伊原委員 しかし自分の船もそうだが、10kW以上付けようと思えば付けることは出来る。ほとんどの人は15kW、20kW積んでいる人は多い。

飯塚委員 違反した場合、どのように取り締まるのか。違反をどう見るかを、しっかり決めないと、それが一番の恐怖だと思う。隣の県に行くと何kWつけても電気釣りOKなのに、今やっている方の生活を守る、やっている人がそれだけでも獲れる、と自覚をもって明るさを抑えている。実際に明るくすれば釣れる。海でお互い無駄なことをしなくても獲れるということで光力を決めたのではないのかと思う。もっと明るくしたらどうかと提案したら、自分たちはこれで良い、そんな感覚でいた。

若い世代は設備投資をして多く獲りたいと思っていると思う。光力の問題、遊漁船の光力を抑えることだと思う。

伊原委員 そもそも今日の問題は、北部の組合員の内部から出た提案は、遊漁船のことなのか。

議長 遊漁船を口実に漁業の水揚げを防ぎたい。

田代委員 現実問題、先ほど会長が言ったとおり、今日は漁業、今日は遊漁です、ということがあったので、文章で2人にして欲しいと小型船から出てきているわけだから、これは2人に限定するべきだと思う。暗黙の了解でない口約束のようなもので、明石の中では釣り人一人が、今は高齢化が進んでいるので、手元する人が1人いると安心だということで2人になった経緯がある。ただ、2人となっても、自分の船は4人乗りだ、自分の船は5人乗りだ、と言うことが実際あった。そんな人がいるので、このような事態になっている。小型船のルールは2人とした方が良い。決まり。確定。

その人は論点が違う。我々は法律や組合や漁協でもなく、ここで仕事をする人たちのルールを守り仕事をしようという人たちだが、ある一部の人はこれを無視して日本の法律に則って、自分は悪いことはしていないと言う。

普通の人には法律でカバーできないので、組合の決め事があり、それをカバーできないので地域の決め事があり、99パーセントの人たちはそれを守って商売しているが、そういう現実的なことを言うと、自分は法律を守っている。最初からそうやってかぶせてくる。そうすると論点が違う。議論にならない。はっきりいって議論の対象が違うからです。だから、この2人というのは確定したほうが良いと思う。

電気については、許可を出す段階でもまだ意見が出てくる。これは個人の意見だが、電気は今までどおり。3年経過して違反者が出なかつたら、遊漁は30kWと多く付けているので、みんなで相談して決めれば良いと思う。例えば80歳のお年寄り

は、自分はそんなに多く付けることは出来ない、という人がいるかもしれない。これはあくまで小型の方々の意見を聞いたうえでOKです、ということで進んできた。

小型船から出た意見を全て聞くのかということに関しては、少し微妙なところもあるが、根底には聞く必要がある。小型船のメンバーから意見が出ているがどうですか、と訊いたのなら従わなければいけないと思う。メンバーが出した意見を聞いて真面目にやる。これで法律を持ち出すような人では、話にならない。

小型船の意見を優先して2人というなら2人で決まり。ここで電気釣りをするなら、必ず2人で確定。四の五の言ったら捕まえてください。四の五の言っても仕方のない話です。あなたは電気釣りしたいのですよね、と言うしかない。

齋藤委員 例えば、最近の実績で小型船は良いとして、いか釣りの裏作としてやりたいと言っている人たちは、その光力で受け入れるのか。

田代委員 受け入れる。自分は確認した。小型の人たちは電気が一緒なら良いと言っていたが、船は大きいと電気は一緒でも良いのかと訊ねた。やらせてもらえるのなら良いと言っていた。

齋藤委員 そうなると、遊漁なのか漁業なのか、あやふやでやっている何艘かの船が問題なのか。

田代委員 そうということです。今の所1艘です。

飯塚委員 良いと言っただけでは通らないと思う。何も最初から違反しようと思てする人はいない。そういう気持ちでやるわけではないと思う。

田代委員 いや、そういう気持ちでやっている。

飯塚委員 いや、最初から違反するつもりで許可をとる人間はいないと思う。言葉にも出せないし、その中でより多く獲ろうと思うと、人間の浅はかさで欲が出る。誰にでもある。

齋藤委員 会があってルールがある。ルールを守らない人にダメだというのは当たり前前のルールではないのか。やるかやらないかは本人が考える。そんなことをいったら、海区委員会もいらぬし会も何もいらぬことになる。ルールを変えてもやりたい、と言っているなら海区漁業調整委員会がそれに基づいて素案を作る、という話で、5トン以上の大きな船も光力を守るのでやらせて欲しいと言っているので、遊漁のことはこれを了承してもらわなければならないと思う。それ以上でもそれ以下でもない。自分には許可が多くある、自分は別の許可だなどと言うのは、論外の話です。最初からこの中に入れる船ではない。

飯塚委員 その辺が違うと思う。遊漁は遊漁で許可を持っている。やって悪いわけではないので。

議長 遊漁が遊漁のルールを守ってやっている分にはいいが、問題なのは遊漁の皮を被って漁業をやるからまずい。そこを抑えるために田代委員が言ったような、2人という制限は絶対必要です。

飯塚委員 明石の問題ではないが、海区が決めなくとも、組合があるので、その中で決める事はできないのか。

齋藤委員 大半の人、99パーセントの人は、この協定の中で商売している。後の1パーセントの人が、それでは面白くない。自分は脱退しても良いのでいくらでも多く獲りたい。光力も人も多く乗せたいと言っている船があるということです。

飯塚委員 疑いをも持つのは（どうか）。

田代委員 疑いでなく事実です。話が出たので話すが、上のほうで違反者がいると文書が来た。ルールを守らないので抗議文が来た。

議長 上に行って遊漁だといって水揚げをしたら、違反だから承認取り消しが出来る。

田代委員 そのことに対しての違反だということ。

議長 承認を出して、後で承認取り消しすれば良いと思っている。

田代委員 逆にその方が良い気もする。

伊原委員 特定の人ですね。

議長 1パーセントの人です。後は善良な方々です。

漁船として乗組員何人なのかは別として、委員会指示で別の枠を作ることが出来る。5トン以上に拡張するので、拡張するための条件を付けるのは自由なので。漁船の登録で何人までというのは関係なく、5トン以上の火光釣りをする船は2人まで。3人はだめです、というようなことにし、違反行為があれば取り消し。遊漁といっても水揚げをすれば、船長は遊漁の時は釣りをしてはいけないので、それを水揚げしたら漁業としてやったことになるので、それを認定してやれば良い。目撃情報を取る。もし次の日の朝水揚げしたら、それはもう遊漁として獲ったのにみんなからかき集めて漁業として獲ったことになるので違反です、という恰好で良いと思うし、それについて操業中の写真を撮っていただければ、人数くらい分かる。頭が3つ見えれば違反なので、ということで対応するしかないと思っている。

私としてはこの中で、さすがに小型船組合を予備審査機関にするわけにはいかないと思うので、これは少し無謀です。乗組員は船長含めて2名以内。これを行うことで、大部分が解決すると思う。あとは取り締まりの方法ですが、今だったら携帯で簡単に写真も撮れるし、船を見張り、頭が4つ見えたと言えれば日付も入るし、証拠にもなる。翌朝、漁協に連絡すれば誰が水揚げしたか分かる。写真と水揚げ実績で違反認定ができる。

私は5トン以上に拡張する条件に、乗組員は2名までという事を加えれば、現段階では良いと考えている。それ以外の条件を付けて欲しい、と言うのであれば皆さんの御意見をいただければと思う。

一つ質問だが、いか釣りの船がこの辺りに入ってくるが、いか釣りの電球は1つ何kWですか。

田代委員 一つ4kWです。

議長 3個つければ超えてしまう。

田代委員 3kW、4kW色々ある。

飯塚委員 悪く考えると、大きい作業灯を付けて、これは作業灯ですから、10kW 超えていないと言える。違反することを前提に考えることは悲しいが、最初から疑って取り決めをすることは悲しい。

議長 飯塚委員は性善説を謳っているから、優しい意見になるのだろうが、酒田は状況が違う。

齋藤委員 これを基に素案を作る、ということで了解するということですね。

議長 私としては、元々の素案に、乗組員2人という条件を加えたものを最終素案にしたいと思っている。

本間(金)委員 これは2号海区だけの話ですか。

一同 そうです酒田の話です。

本間(金)委員 この人は他の所でも同じことをする。

一同 それは違反です

本間(金)委員 そうなるとこれを適用できる。

一同 そういうことです

本間(金)委員 それなら良いです。

齋藤委員 この話は以前、意見として出したが、これは言って欲しいといわれて言ったことだが、酒田の中で決めれば良いし、自分たちの所に来たらそのルールを適用して違反操業だとみなす、と以前の委員会で発言した。これは酒田の海区の話です。

議長 3号海区、4号海区にお邪魔するようなことがあれば、ぜひ写真撮影をお願いします。

飯塚委員 電気そのもので違反になると思うが、乗っている人数を確認したところでそれ以前に違反になってしまう。

本間(金)委員 それを遊漁だと言ってくるので。

議長 良いのです。それは写真を撮っておき、次の日水揚げすれば違反ということになる。従来の素案に乗船員は2名までということを加えたものを事務局から作り直してもらおうということでもよろしいでしょうか。

一応これは報告事項ですが、委員会の意見として伊藤さんがまとめた案に、乗船

人数は船長含め2人までとして加えたものを素案として作成し、それでパブリックコメントまでいく。

伊藤書記 別紙1の①に酒田船籍に限るということで北部小型の方から意見が出ているが、これは酒田に住所のある漁業者に限るということで宜しいでしょうか。北部小型からの意見では。

議長 吹浦はどうなのか。吹浦は遠いけど操業可能エリアに入っているし。

伊藤書記 3号、4号と吹浦は12海里以遠ということで。

議長 実際に行かないようなところにOK出しているが。一応、出しているのだから、酒田船籍に限ることは出来ないのではないのか。

齋藤機関長 北部小型の人たちが言っているのは、3号海区、4号海区の人たちは、自分たちの所に入るのは認めていないので、3号、4号の人たちが酒田沖に来て操業するのはどうなのか、ということで酒田船籍の船しか認めないと言っている。例えば、加茂などの人が酒田沖に来てぶり釣りは出来ませんよと言っている。自分たちの所ではダメだと言いながら他には来るのか、と言っている。

議長 ただ独占権はないので、そこまで規制できるかという疑問です。

齋藤機関長 そこは皆さんで議論してもらうしかないが。

議長 気持ちは何となく分かるが、あくまでも目安であって越境できなくはないので。飛島の人たちはそれに近い感覚はあるらしいが。ルールはどこにもないので、現状入れ難いのではないのか。

飯塚委員 県外船をはじくのは問題ないのか。

伊藤書記 原則県外船は考えていません。

齋藤機関長 それを飲まないで北部は了承しないと思う。

議長 酒田船籍に限ることは、現状ではルールからいくと難しいと思う。実際3号海区、4号海区から来たいという人がいるのか。5トン以上で。由良、加茂、鼠ヶ関の船は5トン以上の船は、大部分が底曳船ではないのか。来る船が思い当たらない。

齋藤機関長 ないでしょうけれども、そこは入れておいて欲しい、ということです。

議長 酒田船籍に限ると入れることは難しいことだと思う。

飯塚委員 範囲が狭いので、1艘か2艘のことで海区が決める事なのかなと思うが。

議長 そこは確かにそう思う。

田代委員 飛島の方は酒田船籍なのか。

議長 飛島の船籍は、飛島であるのではないか。

田代委員 飛島は飛島ではないのか。電気釣りでも飛島の人もやっている。現実問題として。

齋藤機関長 飛島は酒田市飛島なので

田代委員 酒田市飛島なので酒田船籍といっても良い？

齋藤機関長 そうだと思います。実際やっているのです。

田代委員 現実問題として、飛島の人に来て電気釣りをやっている。上からきて電気釣りしているのか？

齋藤機関長 今はいない。

田代委員 現実問題、実績がない。実績ないのに来るなというのもどうなのか。わざわざ来るなど入れるのはどうなのか。漁をしたいということだろうけども。来るなとまでは。

齋藤委員 (第十八) 睦丸は酒田船籍なので電気釣りしてもいいが、(第二十一) 清栄丸は酒田船籍ではないので、飛島沖の電気釣りには来ないで欲しい、という意味ですよね。名前を出さないと良く分からない。

齋藤機関長 そうです。

伊原委員 今言ったとおり、特定の人の問題でだと思う。

齋藤機関長 当然来ても10kWまでです。

議長 私としては酒田船籍に限るという文言は、実態がないということもあるが、区切る根拠もないので、入れ難いと思っている。

齋藤委員 ならば酒田の船籍も温海沖に行って操業しても、この中のルールを守ればやって良いということなのか。

田代委員 そうです。守ればいいです。

議長 まとめると、事務局の案にプラスして2人までということで良いかと思えます。

本間(金)委員 ではこちらに来るたびに写真を撮ることになる。

議長 分担してお願いいたします。

田代委員 すぐに電話する。そちらに走っていったと。

齋藤機関長 水揚げに関しては別ですが、遊漁でやる分には30kWまでOKですよね。遊漁で来る分にはダメだということはないので。

飯塚委員 光力は10kWに抑える必要があるのでは。

議長 遊漁なら30kW。

飯塚委員 このルールを決めてしまえば。

議長 遊漁としてくれば30kWです。

本間(金)委員 朝、出荷するかしないかで決まる。

議長 そういうことです。出したらアウトです。

安藤総務部長 出したらという点で、船長さんが釣った、釣らないは、こちらでは分からないが。

議長 船長が出した時点で遊漁をしたことになる。

安藤総務部長 遊漁でやった漁獲物を？

議長 船長は釣ってはいけない。

安藤部長 船長は分かります。船長以外の方が釣ったものだったら？

議長 それは、漁業とみなすということです。

安藤総務部長 遊漁で受け取るということ。

議長 遊漁で受け取るのではなく、遊漁では水揚げできないから。

齋藤委員 これを見ると船長以外2人以内と書いてあるが、船長ともう1人、遊漁でやって船長と2人しか乗ってないので水揚げしてもOKなのか。そういう文章の内容ではないか。この素案でいくとすれば。だったら水揚げしても仕方のないことだと思う。

飯塚委員 だから30kWで良いのかどうなのか。遊漁船が30kWで同じ海区でやっても良いのか聞いている。水揚げだけの行為でなく、やる行為に対して。

齋藤委員 どこで線引きするのか、ということだと思う。

議長 遊漁船のお客さんから集めたものを遊漁船の船長が水揚げしたら、漁業とみなしても良いと思う。それで承認を取り消しすれば良いと思う。それは水揚げのために魚を獲ったからです。だから私は出来ると思う。

私は分からないけれども、組合員以外の方の年間の水揚げはいくらあるのか。調べたことはあるか。

安藤総務部長 遊漁であげている船ですか？

議長 遊漁船でない個人の船なども。例えばマグロ 40 キロ獲ったり。

安藤総務部長 そういうのはないですが。

議長 ルールを守ってプレジャーとして釣ってきたマグロは水揚げできる。

安藤総務部長 内面搬入に区分されるが、金額は分からない。

議長 パーセンテージでいうとどのくらいか。1パーセントもないのか。

安藤総務部長 そこが、ほんの夏場というか。

議長 夏場にメバルを上げる方が多くいるのではないか。いざとなれば、組合員以外の水揚げを禁止することも出来る。その気になれば。

飯塚委員 そんなことは出来ないと思う。今は法律も変わり一般の人が持ってくれば売らなければならないことになっているのではないか。

安藤総務部長 出荷ですね。受け入れはします。

議長 量が少なければ、漁協の経営に影響することはないと思う。最悪の場合受け入れは組合員限定とする。ブロックは出来るのだろうが。そこまでなりふり構わずやってくるのか。色々なことも考えられるのだろうが、どうしようもなければ来年の委員会指示で変更修正もありうる。まずは乗船の人数。2名までに抑えて始めてみても良いと思うが。あとは漁協内部の周知徹底に期待したい。

どうでしょうこの件はこれで。皆さん他に意見のある方いらっしゃれば。

伊藤書記 確認になるが、今回皆様から頂いた意見をもとに、北部小型に再度素案を提示して、意見を聞くわけですが、人数の制限は2人にしてよろしいとは思いますが、それ以外の部分で酒田船籍には限らないことと、①、②に対し北部小型から光力や操業区域について規定があったが、それはこのとおり入れて反映してもよろしいか。

議長 そもそも、10kW までしか使えないわけです。

伊藤書記 現在の委員会指示では、10kW 以内というだけで、メタハラ、ハロゲンなどの種類や個数制限はなく、北部小型5トン未満の人たちと同じ。

議長 これは北部小型の自主ルールなのか。

伊藤書記 今回、出てきたのはそうです。

議長 では、誰もメタハラ使っていないのか。ここには白熱灯と書いてあるが。

伊藤書記 明石礁外縁部遊漁禁止区域の1000mの周りは白熱灯となる。

議長 問題の船は、電球は何を点けているのか。夜に見たことがあるが、白熱灯だと思う。オレンジ、黄色のような色をしていた。メタハラは白っぽい色をしていると思う。

田代委員 ブリを釣る場合、明石礁や少し離れたハゲの辺りで点けているときもある。

議長 外縁部 1000m以内、限定付きなので。

田代委員 場所も限定しているので。

議長 問題の船が点けているのは白熱灯なので、今入れなくとも、そもそも白熱灯なので、入れる意味はないのではないかとすれば限定を入れなくとも良いと思う。実際遊漁船はメタハラが多いのでしょうか。照明灯の種類までは把握していないので分からないが。

齋藤機関長 大きい遊漁船だとメタハラを点けている。

議長 あの船の他に違反するとは思えないが、名前をあげて悪いがサンライズは白熱灯なのか。サンライズが灯りを点けているのを見た時がないので分からないが。

田代委員 話が出てこないということは、守っていると思う。あの近辺でやっているの、見た感じで大体の感じは分かるので、誰がどこでやっているか、皆が見ている。同じようなところでやっているの、話が出ないということは、あからさまに違反はしていないと思う。

議長 私もその辺の話は聞かないのではないと思うが。というか聞こえてくるのは1艘しかないが。それと新規の船の方はどうでしょうか。新規の船は遊漁登録していないので。遊漁登録をしないことを条件に始めた。ただ遊漁登録をしていないのに人を乗せていたではいけないと思った。要注意かと思った。

本間(金)委員 先日会って言っておきました。

議長 ありがとうございます。私も言ったが、はえなわで何を獲るのか訊ねたら、「マグロだけ」ですと言われ、マグロ以外獲らないのか訊ねたら、「教わっていない」と言われた。本当にそれで開業するのかと言ったが、少し信じがたい言葉が出て驚いた。

特に白熱灯に限定しなくとも良いということで良いですかね。

伊藤書記 もう一つ確認です。④、⑤に予備審査はなしでよろしいでしょうか。

議長 さすがに海区の予備審査機関には出来ないと思う。現実的でない。たぶんくどいと言われる。違反する前からくどいとはいかないと思う。あくまでも乗船人数のことをプラスして素案をお願いします。

その後のタイムスケジュールですが、報告-2の1ページ目にあるように考えているが、意見のある方はいますか。私はこれで良いかとは思っているが。皆さんどうでしょうか。

田代委員 あとは小型船のすり合わせ状況ではないか。

議長 そうですね。これもあくまでも目標です。

報告事項ですが、意見として、最後にまとめておきたいと思います。

(3) するめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

議長 次に、報告事項の3「するめいかに関する令和7管理年度における知事漁獲可能量の変更について」、庄内総合支庁水産振興課から報告をお願いします。

阿部技師 するめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてです。報告-3の資料になります。知事管理漁獲可能量の変更について報告する前に資料を一枚めくっていただくと、「するめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の留保枠の取扱いについて」の資料があります。これは12月18日に開催された第439回海区委員会に、以降のページのとおり諮問し、修正案（右上に別紙と書いてある資料ですが）の趣旨に則って修正したものを承認するという答申をいただき、案を修正したもので、令和7管理年度はこれに則って留保枠を処理することになります。

ここで、報告-3の2ページ目に戻っていただきます。これは同じ第439回海区委員会に数量の変更について諮問し御承認いただいた「するめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の数量」を令和7年12月19日付で公表したのになります。1の都道府県別漁獲可能量は201トン、2の知事管理区分に配分する数量は、山形県するめいか漁業に100トン、山形県の留保が101トンとなっています。

次に最初のページを御覧ください。同じようにするめいかについて数量を公表したのですが、日付は12月25日で、1の都道府県別漁獲可能量が131トンに、2の知事管理区分に配分する数量のうち、山形県するめいか漁業に100トンと同じですが、山形県の留保が31トンとなっています。これは水産庁からの要請により70トンを融通したことによる変更です。

融通の経緯を掻い摘んで御説明いたしますと、12月22日の午後に水産庁の担当から融通可能な分があればその数量を翌23日の17時まで連絡して欲しいとのメールがあり、県漁協の安藤総務部長にも相談して、余裕を見てとりあえず70トン融通可能と返信しました。12月24日に水産庁の主導で「するめいかに関する令和7管理年度における配分量の融通に係る協議結果の届出（協議相手は、融通先になりますが長崎県です）」と「知事管理漁獲可能量の融通に係る変更の願出」を水産庁に提出し、翌12月25日には農林水産大臣から山形県知事あてに「配分量の融通の通知」がありました。それを受けて資料の1ページ目のおり同日付で数量の変更を公表したところです。ここまでが「するめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更」についての報告です。先ほど説明した「留保枠の取扱い」で、追加配分や融通による数量変更については、諮問に替えて事後報告と規定してありますので、取扱いに則った手続であれば、これでこの報告事項は終了なのですが、取扱いで規定していなかった事項がありましたので、委員の方々に事後となりますが御承認いただきたいことがありますので説明させていただきます。

取扱いの裏面の3の(2)他道府県や大臣管理区分への融通の方法の2行目を御覧ください。融通を確定する時期を2月初めとしております。しかしながら、今回は水産庁からの緊急の要請であり、また未利用数量にも十分な余裕があったので、12

月中に融通を行いました。本来であれば取扱いにないことを行うわけですから事前に海区委員会の承認を得る必要があったのですが、先ほども申し上げたとおりの事情で融通を実施しております。そこでこの扱いについて融通する前に遡る形で、委員会の追認をいただきたく御提案するものです。

説明は以上となります。なにとぞよろしくお願ひいたします。

議長 分かり易く言うと、2月に入らないと融通できなかったが、そのルールを忘れフライングしてしまった。厳密にいうとフライングをすると、その融通が無効になる。長崎県に返して欲しいと言わなければならないが、そんなことはしてられないので、ではどうするべきか。私と阿部技師と考えた結果ですが、一応海区委員会には決定権がある。承認権限があるということで、事後にはなるが本日の委員会をもって、過去に遡って、融通したのが12月25日で実際は1か月と5日間、早く融通したが、無効な融通を遡って有効と認める。追認決議と言うが、是非皆さんに追認決議をお願いしたいということです。誰もダメとは言わないと思いますが、よろしいでしょうか。

一同 はい 異議なし

議長 ありがとうございます。本日追認決議をいただいたということで、報告事項の最後にまとめておきたいと思ひます。

(4) 特定水産資源(するめいか)の採捕停止命令に伴う小型いか釣り漁業者 (5トン以上30トン未満)の試験操業の実施について

議長 次に、報告事項の4「特定水産資源(するめいか)の採捕停止命令に伴う小型いか釣り漁業者(5トン以上30トン未満)の試験操業の実施について」、庄内総合支庁水産振興課から報告願ひます。

伊藤漁業調整主査 御説明いたします。お手元の資料の報告-4を御覧ください。

まず、1の概要についてです。農林水産大臣の管理となる5トン以上30トン未満の船舶によるするめいかのTACにつきましては、令和7管理年度におけるスルメイカ漁獲量が、漁獲可能量を超過したため、令和7年10月31日に国がするめいかの採捕停止命令を発出しました。

これを受けまして、スルメイカの資源評価に必要な漁獲情報が確保できないことから、令和7管理年度における山形県沖合海域でのスルメイカの来遊状況等を把握し、今後の資源評価及び令和8年管理年度の適切な漁獲可能量(TAC)の配分に資するため、知事管理区分のするめいかTACを活用して、県内の小型いか釣り漁業者による試験操業を行いましたので報告いたします。

なお、試験操業を実施するために、前回12月の第439回山形海区漁業調整委員会に諮問を行い、山形県におけるするめいかのTACを現行水準から数量明示に変更するとともに、資源管理方針の変更も行っております。

2の試験操業許可について御説明いたします。

許可日は、令和7年12月22日となります。許可の有効期間は、令和7管理年度が終わる令和8年3月31日までとなります。試験操業の対象となる船舶は、山形県の5トン以上30トン未満の小型いか釣り漁業者です。許可の対象者は、県漁協さんで、試験操業の目的は、漁船を活用とした資源調査となります。操業区域、操業上の制限は、通常の知事許可漁業の小型いか釣り漁業の操業区域等と同じとなります。操業実績報告として、県漁協さんから操業実績を取りまとめの上、県に報告し

てもらうこととしております。許可を受けた船舶は、県内の小型いか釣り漁業の4隻となります。

3の試験操業の実績ですが、現時点において、令和7年12月24日に1隻が水揚げを行い、漁獲量は0.235トンとなっております。報告は以上となります。

議長 試験操業がもう少し早く始まれば、もっと操業する機会も増えたと思うが、この時期以降、例の定期船飛島の連続欠航もあり、当然漁の機会もなく、せっかくの機会を与えていただいたが、今シーズンに限っては有効に活用できなかった、ということです。

これに関して、私と事務局とで来年は知事の留保枠を開放したいと話し合っていた所、今年は2.5倍のTACになったという話です。

阿部技師 実際には5倍となりました。

議長 来年はたぶん、食い潰すようなことはないだろうと思っているが、もし食い潰したら山形県漁協にとってはうれしいことではと思うが、万が一食い潰しそうな気配があれば、来年はもう少し早く対応できればと思っている。

ただ今の報告に対して、何か御質問、御意見等はありませんか。

それでは報告事項として御了承願います。

(5)「令和7年度はたはたの遊漁の結果について」

議長 次に、報告事項の5「令和7年度はたはた遊漁の結果について」、事務局から報告願います。

伊藤書記 御説明いたします。資料を御覧ください。

ハタハタ採捕規制にかかる委員会指示につきましては、1に記載のとおり、令和7年10月に開催された委員会において例年の内容で発動が決議されました。

この委員会指示の発動を受けまして、資料の2に記載されておりますとおり、令和7年10月に山形県公報への登載を行うとともに、釣り場への看板設置のほか、県内釣具店及び関係機関に対し、文書での協力依頼並びにポスターの配布を実施しました。

また、令和7年11月下旬から令和8年1月上旬にかけて酒田北港の水路を中心に巡回指導を実施しております。

なお、3のはたはた遊漁の状況ですが、巡回指導を計7日間実施したものの、ハタハタ目的で来ている釣り人を見かけることはほとんどなく、ハタハタが釣れている状況は巡回時に確認されなかったため、今期も遊漁者数を推定することは難しいため遊漁者総数の推定は断念しております。

資料の4に漁業及び資源の状況を記載しておりますが、令和7年12月の漁業による漁獲量は0.2トンでした。これは、前年比100%、平年比で0.3%であり、非常に低い数字となっております。

さらに、山形県を含む日本海北部系群のハタハタ資源につきましては、令和7年度の資源評価によると、資源水準は「低位」、動向は「減少」となっております。

報告は以上となります。

議長 予想どおりの結果ではありますが、ただ今の報告に対して、何か御質問、御意見等はありませんか。絶望的な状況が続いているとしか言えないです。

他に御意見等はありませんか。それでは報告事項として御了承願います。

(6) 山形県資源管理方針及び知事管理漁獲可能量の県公報掲載等について

議長 次に、報告事項の6「山形県資源管理方針及び知事管理漁獲可能量の県公報掲載等について」、庄内総合支庁水産振興課から報告願います。

阿部技師 資料は報告-6になります。

昨年11月25日に開催された第438回委員会に諮問し承認いただいた、まあじとまいわし対馬暖流系群の令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について、県の公報第666号(令和7年12月19日発行)に登載されております。公報では「知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めた」として「別紙」は省略し、庄内総合支庁産業経済部水産振興課において縦覧に供する、としているので、「別紙」を公報写しの次にお示ししてあります。内容は委員会に諮問した資料では空欄だった公表日を除いてまったく同じで、公表日を令和7年12月9日としております。

同様に、昨年12月18日に開催された第439回委員会に諮問し承認いただいた、山形県資源管理方針の変更とするめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、県の公報第669号(令和8年1月6日発行)に登載されております。

山形県資源管理方針の「別紙」は、農林水産大臣の承認があった令和7年12月22日と同日の公表としております。今回の資料では変更となったページのみを公報写しの次に付けてあります。委員の皆様がお持ちの資源管理方針の関係部分と差し替えていただきますようお願いいたします。

また、知事管理漁獲可能量の変更についての「別紙」は、報告-3の説明資料と同じものとなりますので、そちらを御覧いただきますようお願いいたします。

報告6の説明は以上となります。

議長 ただ今の報告に対して、何か御質問、御意見等はありませんか。
それでは報告事項として御了承願います。

(7) その他

議長 報告事項の7「その他」としまして、まず委員の皆さんから何かありますでしょうか。

ありませんか。それでは事務局からは何かありますでしょうか。

阿部書記 報告1の最後に言うつもりでしたが忘れてしまいました。次回の広域漁業調整委員会が2月26日午後から開催されます。会長はここ大会議室でWEB参加し、事務局も参加しますが、海区委員の方も聞いてみたい方は、事前に御連絡いただければ、その手続きを取らせていただきますので、御申し出いただければと思います。

議長 これについて、質問等ございませんか。
それでは、報告事項についてはこれで終了したいと思います。

5 議 事

第1号議案 小型いか釣り漁業(県外船)の公示について(諮問) <資料1>
加賀山課長 ~諮問文を読み上げ~

詳しくは、担当の伊藤から説明します。

伊藤漁業調整主査 こちらの諮問は、小型いか釣り漁業の県外船についての公示とな

ります。小型いか釣り漁業は、県内船は、許可の有効期間が3年ですが、県外船については、他道県との調整等が必要となることから、許可の有効期間を1年としております。そのため、毎年この時期に新規許可の公示を行うための諮問が必要となります。お手元の資料を御覧ください。次回許可に関する制限措置は、現在許可を行っている内容と同じで、操業区域も変更はございません。

また、漁業時期もこれまでと変更なく5月1日から4月30日までとしています。推進機関の馬力数については、県内船と同様に「定めなし」、総トン数は、山形県漁業調整規則に規定されているとおり「5トン以上30トン未満」としています。許可又は認可をすべき船舶等の数について、山形では漁業を営む者の資格としての住所等の要件及び陸揚港の確保を行った者であることの要件を満たす者であれば、申請を受付けることとしておりますが、隣県の秋田県及び新潟県については、陸揚港の確保の要件を除いております。

ちなみに事前に各道県に、希望隻数の調査を行っており、その隻数内容を県漁協さんとも共有し、希望隻数の合計隻数程度の陸揚港の受け入れは可能ということで調整しており、予定としては、178隻程度を見込んでおります。

なお、今年度は、宮城県からの希望隻数はなかったため、漁業を営む者の資格から、宮城県は除いております。

次に裏面にいきまして、(2)の申請すべき期間についてですが、こちらは、例年どおり2月下旬から3月下旬の申請期間として、令和8年2月27日から令和8年3月27日としております。

また、(3)備考アの有効期間についてですが、令和8年5月1日から令和9年4月30日までの周年となります。

最後に、(3)備考イの条件は、諮問対象外ですが、これまでどおりの条件としています。

なお、後ほど、県のホームページにおいて公示を行う予定です。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 基本的な内容は例年どおり変わらないですね。去年は石川県の期間を少し変更しましたが、特に内容について意見ありましたらお願いします。

無いようですので、第1号議案については、この諮問内容を適当と認める答申を県に提出したいと思っております。

第2号議案 あわび・なまこ漁業（素潜り）の公示について（諮問）《資料2》

議長 次に、第2号議案「あわび・なまこ漁業（素潜り）の公示について」これも諮問案件ですので、庄内総合支庁水産振興課から説明をお願いします。

加賀山課長 ～諮問文読み上げ～

詳しくは、担当から説明します。

伊藤漁業調整主査 お手元の資料を御覧ください。こちらの諮問は、あわび・なまこ漁業（素潜り）についての公示となります。

あわび・なまこ漁業（素潜り）については、令和8年3月31日に許可期間が満了するため、2月中に新規許可の許可内容の公示を行う予定としております。

山形県において、ほとんどの知事許可漁業は、漁業の安定性を考慮し、許可の満了に合わせ申請すれば継続して許可を持ち続けることができる漁業、いわゆる「継続漁業」と位置づけられています。

一方、あわび・なまこ漁業（素潜り）については、後ろに図を添付していますが、

操業区域が酒田港周辺の漁業権が無い区域部分のみとなっています。そのため、あわび・なまこ漁業（素潜り）の許可については、許可を行うにあたり、毎年、港湾管理者などの関係機関と許可内容や操業区域等についての調整が必要なことから、1年許可とし、許可満了後の次回許可にかかる申請については、申請者全員が新規申請者として許可申請を行うこととなっています。

続きまして、資料の（1）制限措置を御覧ください。制限措置については、昨年度から変更はなく、隻数については県漁協に希望調査を行い11隻となっております。

また、諮問外ですが、有効期間は1年で、条件等についても変更はありません。

なお、公示については、2月16日から3月16日まで行う予定としています。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 基本的にはなにも変わっておりませんが、ただ今の説明について、御質問、御意見等がありましたらお願いします。

ちなみに、漁業実態を教えてほしいのですが、今のエリアから実際どのくらい収穫はあるのか。漁協のほうで分かればお願いします。

安藤総務部長 実際、酒田管内で水揚げされている方は4名ほどです。一人当たり100万円ちょっとの水揚げです。

議長 ナマコだけである程度獲れてはいるのですね。ありがとうございます。

最近ナマコが減っているという話を聞いたので、どのくらい漁業の実績があるのか知りたかった。

安藤総務部長 それでも制限があるので。

議長 自主ルールですね。

それから需要ですが、県外に行く方が多いのでしょうか。あまり店頭で見かけないのですが。

安藤総務部長 大口の仲買さんが持っています。

議長 県内で消費されないのはなぜなのか。

安藤総務部長 加工していないからです。

議長 干したりするのか。乾燥ナマコに回るのか。

安藤総務部長 三陸のほうに行っている、と聞いています。

議長 国内需要にはなっている。加工に回るのが大部分ですね。なぜ山形県人はナマコを食べないのか不思議に思っていた。秋田県、新潟県はナマコが魚屋さんにおいて県民に食べられているが、山形県ではスーパーの鮮魚コーナーに見かけないので、気にはなっていた。

これは加工用に回った方がお金になるのか。生で消費されるのとどちらがお金になるのか気になっていた。庄内は昔からナマコを食べる習慣はないのか。

伊原委員 うちでは北海道などに流れる。食べる習慣がある家と食べない家の差があ

る。農村文化のような所は食べない。

議長 庄内は会合でもナマコ料理は出てこない。新潟などは広く食べられているので地元消費がある。山形県は地産地消に外れていると思う。何が原因なのか不思議に思っていた。加工に回っていたのですね。分かりました。

皆さん特に御意見などありませんね。では、御異議が無いようですので、第2号議案については、この諮問内容を適当と認める答申を県に提出したいと思います。

第3号議案 手繰第三種漁業（貝けた網漁業）の公示について（諮問） 《資料3》

議長 手繰第三種漁業（貝けた網漁業）の公示について、水産振興課から説明をお願いします。

加賀山課長 ～諮問文読み上げ～
詳しくは、担当から説明します。

伊藤漁業主査 こちらの諮問は、手繰第三種漁業（貝けた網漁業）についての公示となります。

手繰第三種漁業については、令和8年3月31日で、現在の許可の有効期間が満了となりますが、次回許可に関して3隻の新規許可の希望がありましたので、諮問するものです。なお、現在許可を持っている方は23隻となっております。

お手元の資料をご覧ください。表の中の制限措置については、現在の許可内容から変更になる部分は、ございません。

また、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、希望隻数の3隻となっており、うち1隻は代船となります。

そして、(2)の申請すべき期間は、令和8年4月からの許可の有効期間開始に間に合うように、令和8年2月16日から令和8年3月16日までとしております。

なお、許可の有効期間は、継続許可の方に合わせ、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間となります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いします。

議長 ただ今の説明について、質問、意見などありませんか。

こちらは 酒田、鶴岡、遊佐に住所を有するもの。とあるが、遊佐地区では、漁業実態はあるのか。伊原委員は御存じですか。

伊原委員 元は共同漁業権の行使規則内にあった。けた曳きが知事許可だということで免許更新になったという記録がある。コタマガイが該当し、だいたい湯野浜辺りまでが該当する。

議長 遊佐付近は該当する船はないか？実際、操業実績のある船は現状少ないのではないか。以前から少ないのか。

伊原委員 少ない。50年以上も前の話だが、地震もあり対岸に行ったとか。酒田北港が出来たころの話だが、あの頃は盛んだった。

議長 漁協の市場に水揚げしたのをあまり見たことがなく、漁業実態はあるのか。操業される場所としては浜中が多いのか。

伊原委員 酒田市の操業区域が浜中から十里塚あたりから赤川界限。北は日向川から吹浦の界限。その辺りが操業区域です。

議長 内容について特に皆さんから意見はないでしょうか。諮問案件ですので回答させていただきます。

第4号議案 山形県資源管理方針の変更について (諮問) <資料4>

議長 諮問案件になります。水産振興課から説明をお願いします。

加賀山課長 ~諮問文読み上げ~
詳しくは、担当から説明します。

阿部技師 今回の変更はくろまぐろ大型魚に関するものですが、資料4の後からの2枚を御覧ください。変更することになった事情を説明するための参考資料で、国の資源管理基本方針を変更したのに伴い、都道府県の資源管理方針を変更することになったものです。

具体的な変更内容は、くろまぐろ大型魚の漁獲量等の報告期限を、陸揚げした日から3日以内に変更するということと、くろまぐろ大型魚が「特別管理特定水産資源」であることを方針に明記するものです。国の基本方針の新旧対照表は最後のページにあります。

今回の山形県資源管理方針の変更も国の変更に基づき、変更案を作成し、水産庁の事前確認を経たものです。

諮問文の次の一枚表裏が新旧対照表、その次の一枚表裏が溶け込み版となっております。

漁獲量等の報告期限については、漁獲量の管理の手法の項に記載してあり、これまでは、通常は陸揚げした日からその属する日の翌月の10日までと、漁獲が積み上り知事が漁獲量の公表を行ってからは陸揚げした日から3日以内の2段階となっていました。変更後は陸揚げした日から3日以内に統一し、これまでは記載がなかった、行政機関の休日は算入しないとの文言を入れております。

山形県は知事管理区分を定置漁業と漁船漁業に分けて管理しておりますので、両方とも変更することになります。

特別管理特定水産資源の記載については、第4号その他資源管理に関する重要事項の2として記載することにしております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 報告の実態は各漁業者がやるのではなく、漁協がまとめてやっている、ということですね。漁協の仕事がタイトになる。結構厳しいとは思いますが、これについて皆さんから御意見、御質問はありますか。漁協としては対応可能でしょうか。

安藤総務部長 今現在、翌日には報告が来ます。

議長 実態はそれに近いということですね。皆さんから御意見ありませんね。こちらも諮問案件ですので、特に異議はないということで回答したいと思います。

第5号議案 第二種共同漁業権(小型定置漁業)の保護区域に係る委員会指示の発動について <資料5>

議長 これにつきまして事務局から説明をお願いします。

伊藤書記 小型定置漁業の保護区域にかかる委員会指示の発動について御説明申し上げます。

この委員会指示につきましては、もともと昭和38年の発動から始まり、途中、発動の有効期間や文言を整理しながら継続して発動してきているものです。小型定置漁業を営んでいくために、記載のとおり保護区域を継続して設けることは重要ととらえております。

なお、委員会指示発動の決定後、漁業者団体、遊漁船業者団体、遊漁者団体などへの通知や、釣具店で定置の形状や設置場所等についての啓発リーフレットの配布などを行い、周知に努めております。

この度、年度末で現行の委員会指示の期限が切れることから、継続して委員会指示を発動するものでございます。

説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。

議長 ただ今の説明について、御質問、御意見等はありませんか。

これも特によろしいですね。それでは、同じ内容で委員会指示を発動することとします。

6 その他

議長 本日の議題は以上ですが、その他として委員の皆様から何かありますか。

一同 なし

議長 他に無ければ、事務局から何かありますか。

事務局 次回の委員会の日程ですが、事前に皆様には今回の資料を配布する際に先ぶれでお知らせさせていただきましたが、「来月、3月3日火曜日の午後1時半から」と連絡しましたが、皆様の御都合はいかがでしょうか。

一同 齋藤委員、伊原委員は来られない可能性がある。漁協の座談会がある。

齋藤委員 自分は座談会ではないが、別の会議がある。保留にさせてほしい。

安藤総務部長 座談会は午前中です。

議長 あまり多くの委員の方が休まれるとまずいのですが。

伊原委員 午後から遊佐町で会議を予定しているので出席できない。

議長 鈴木委員からは次回の予定を聞いていますか。

事務局 今回は聞いているが、次回については聞いていない。

齋藤委員 鈴木委員にも関係する会議なので休む可能性がある。

事務局 次回は諮問案件の兼ね合いで、火曜日なら3日か10日、このどちらかに限定されます。火曜日以外ならまだ余裕はありますが。火曜日だとその前後に1週間ずらすのは無理です。

底曳網は、基本的に3月は休みになりますよね。

一同 休みです

議長 10日で良いか。

事務局 10日でも構いませんが。

齋藤委員 3日でいいです。まだはっきりしないので。

議長 委員の方が減っても困るので。

齋藤委員 3日は水救の由良地区の総会がある。

事務局 もう一度会長と相談しましょう。

齋藤委員 大丈夫です。自分はこちらに来るようにするので。総会なのでたいしたことはない。自分は所長ではないので大丈夫です。

議長 一応、現時点で3日を予定しておきます。ただ流動的に考えていただき、可能であれば10日を予備日として意識していただけるとありがたい。

事務局 火曜日開催だとこの2日に限定されてしまうのです。

議長 火曜日以外の開催は難しいと思う。

伊原委員 自分は、無理です。10日も予定がある。

事務局 では、3日で良いですね。



議長 次回の日程は「来月、3月3日火曜日の午後1時半から」予定しています。万が一を考えて予備日ということで10日を意識していただくとありがたいです。

7 閉 会

議長 それでは、これで第440回山形海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、迅速な御審議に御協力いただきましてありがとうございました。

上記のとおり第 440 回山形海区漁業調整委員会の審議した顛末を記し、
相違ないことを証明するため記名押印する。

令和 8 年 2 月 10 日
山形海区漁業調整委員会

会 長	加藤	栄	
委 員	本間	優子	
委 員	和田	光子	